

# 近代の皇室儀式における英照皇太后大喪の位置と国民統合

小園 優子  
中島 三千男

はじめに

本稿は一八九七（明治三〇）年一月十一日に死去し、二月七日（八日）に葬儀（大喪儀）が行われた、英照皇太后（<sup>①</sup>）（幕末の孝明天皇の皇后）の葬儀（大喪）（<sup>②</sup>）が、近代の皇室儀式、中でもその葬儀の確立に果たした役割とそれが国民統合に果たした役割についての研究である。

近年の天皇制研究において、代替わりや行幸などの儀式・行事を媒介にして近代天皇制の特質を読み解く研究が一定の蓄積を持ちつつあるが、代替わり儀式についてみれば、一九二〇年代後半・昭和初期に行われた大正天皇の葬儀（大喪・一九二七年）とそれに続く昭和天皇の即位儀礼（大典・一九二八年）についての研究が中心で（<sup>③</sup>、その一代前、一九一〇年代前半・大正初期に行われた明治天皇の大喪（一九一二年）と大正天皇の大典（一九一五年））の研究は極めて遅れている（<sup>④</sup>）。

筆者らはこの研究の遅れている後者を研究するために、「代替わり儀式と帝国の形成」研究会（<sup>⑤</sup>）をたちあげ研

究を進めているが、実は本稿で分析するように、この一九一〇年代前半の代替わり儀式、とりわけ明治天皇の大喪に、大きな影響を与えそのモデルともなったのが、この一八九七年の英照皇太后の大喪であった。

天皇家を含めた皇室の葬儀をどのように行うのかは、この一八九七年の英照皇太后大喪段階では一切具体的な取決めはなかった。そしてようやく一九〇九（明治四二）年六月に皇室服喪令が制定され、さらに大正天皇の死去の直前の一九二六（大正一五）年十月に皇室喪儀礼、皇室陵墓令等が制定され一応の完成を見る。この間、一九二二（大正三）年の明治天皇、一九一四（大正三）年の昭憲皇太后と二つの大喪が執行されている。この大喪関連の法規が整備される上で、また法規が未整備の状況で大喪が執行される上で、参考・モデルとなったのが実は本稿で分析する英照皇太后の大喪の執行であった（<sup>6</sup>）。

このような、重要な意味を持つ英照皇太后の大喪について、これまで笹川紀勝の研究（『天皇の葬儀』（<sup>7</sup>）を除いて、必ずしも十分な研究は行われてこなかった。本稿ではこのような意義をもつ、英照皇太后の葬儀がどのような行われたのかを分析し、古代以降の日本の歴史において、とりわけ近代の大喪の歴史において、それがどのような位置を占めるのかを確定するとともに、とくに我々の研究会の問題意識の一つである、大喪の執行が国民統合にどのような意味をもったのかを明らかにしようというものである。

なお、本稿で主な史料とするものは、『東京朝日新聞』である。

## 一 英照皇太后の死去から葬儀次第の決定まで

英照皇太后は一八三三（天保四）年に九条尚忠の六女として生まれ、名は夙（あき）子、孝明天皇が皇太子の時、御息所となり、孝明天皇の即位後、女御宣下を受け、ついで准三宮宣下、一八六〇（万延元）年儲君睦仁親王の御実母と公称され、一八六八（明治元）年に皇太后と尊称された<sup>(8)</sup>。

英照皇太后は長寿に恵まれ、一八九七（明治三〇）年一月には六三歳となり、この月三〇日に京都で行われる孝明天皇の三十年祭の行啓も内定されていた。事実、死去前日の一月十日の新聞にも「三陛下行在所は、愈々名古屋離宮と御内定あり、皇太后陛下には廿日前後、両陛下に先だち御発程あらせらるる由に承る」（1/10）<sup>(9)</sup>と京都行きの事が報じられたばかりであった。

ところが英照皇太后は年末に引いた風邪をこじらせて急性肺炎に罹り、一月十一日午後六時過ぎに青山御所で急逝した。官報で容体の悪化が最初に伝えられたのが同日の十一日で、新聞で「皇太后陛下の御悩」と容体悪化が報道されたのは、なんと死去翌日の十二日のことであった<sup>(10)</sup>。

この突然の死去は、葬儀を執行する政府にとって大変な出来事であった。先に指摘したように、そもそもこの時点で、天皇、皇族の葬儀の規程はできていなかった。たしかに維新以降それまでに、有栖川宮熾仁親王と北白川能久親王の二人の皇族の国葬（いずれも一八九五年）を経験していたが、いずれも親王という、皇族の身分の中では下位に位置づけられた皇族の葬儀であり、皇太后という天皇に次ぐ身分の葬儀の先例たりえなかった<sup>(11)</sup>。この点につき新聞でも、「維新以来…中略…親王女王等の薨去に際し国民こぞって喪に居るべき機会は既に両三回に止

まらざりき、当時既にその必要を感じながらこれが制定を敢えてせず、今回の大喪に遭遇して周章狼狽するが如き、厳然たる国家を以て居る者の恥すべき所にあらずや」〔論説・礼服の制定〕 1／19、Ⅱと述べられている。

死去直後、政府はとりあえず、宮中は十一日より翌年一月十日までの一年間の喪に服すること〔「宮中喪」、一期Ⅱ二五日間、二期Ⅱ二五日間、三期Ⅱ三二五日間〕、及び十二日より五日間は廃朝とすること、そして国民〔臣民〕の喪〔「国中喪」〕は一月十二日より三〇日間とすることとし、その間歌舞音曲を停止すること。但し営業者については、その期間を十五日間とすること、さらに喪の期間中は文武官は喪章を付し、哀意を表するために、掲揚する国旗は旗竿に黒色の布片を付するものとする、などを発表した（1／13）<sup>12</sup>。

その上で、十二日より葬儀をどのように執行するのか、各機関で慌ただしい議論が続いた。「十二日より皇族会議（宮中顧問官出席）、内閣臨時会議、枢密院臨時会議（大典に関する御諮詢あらせられしを以て）、宮内省と内閣との協議会（午前十時より、於宮中、松方首相、黒田枢相、土方宮相、徳大寺内大臣、田中宮内次官等）、事最も慎重を要するを以て、首相及び宮相は会議中三度まで…中略…御聖断を仰ぐ」（1／13）といった具合であった。

そもそも皇太后の死をどのように表現するのか、皇室典範では葬儀関係の規定はなかったが、文言としては、「天皇崩するときは」（第十条）と天皇の死去については崩御という言葉を使っていたが、皇太后を含む皇族の死去については「皇族の…中略…薨去は」（第三三条）と薨去という言葉で表現されていた。そこで十二日の枢密院会議及び皇族会議でいち早く「皇太后の死去も崩御」に改め、条文の不備をおぎなった（1／14）。その他、葬儀の名称についても大喪と称える事（1／13）、或いはこの大喪を執行する機関として大喪使（長官有栖川宮威仁親王）を宮中に置くこと（十四日官報号外）<sup>13</sup>、さらに祭事を掌る斎主を置きこれには華族をあてる（従一位久我

建通)等、後の大喪の先例となり、また皇室喪儀令等に条文化されていくものが慌ただしく決定された。こうして葬儀の大枠の方向性が、死去後、二、三日の間に決められたのであった<sup>(14)</sup>。

しかし、これまでは大枠である。こうした決定をもとに、葬儀を具体的に執行する大喪使会議の第一回会議が開かれたのが十七日であった。大喪使は長官以下、五、六十人の事務官が儀式・山作・庶務・主計・調度・内匠の六部に分けられていたが、その六部が「毎日午前九時より…中略…毎夜十二時より午前一時二時過ぎに及びてはじめて退散さるるほど」(1/22)と、連日連夜、具体的な葬儀の執行についての検討を、古例の調査などと並行して行った。

この間、新聞紙上においても葬儀の意義やあり方について、古例・古記録の調査・紹介を交えながら盛んに議論、主張された。例えば作業の開始にあたり、一月十五日に大喪に関する「御沙汰書」Ⅱ「皇妣の葬儀は将来の表準とも相成るべきにつき…中略…莊重に之を執行すべし」(1/17)が大喪使長官有栖川宮にだされていたが<sup>(15)</sup>、この点について新聞は、「朝廷の大礼は、庶民の則をとる所なり。而して一国の礼は以て風を移し俗を易うべし。故に其国固有の礼を尚ぶは、其国固有の良風美俗を存する所以なり。…中略…而して大礼の復古は、未だもって尽く大権の復古に伴う能わざるものあり、故に世人は今日の大喪儀を議するにあたりて、一に先聖の大典と国俗の古例に採らんことを望むや深かり」(「社説 礼」1/24)と、大喪儀は「先聖の大典と国俗の古例」によることを主張、また「今度の大喪儀こそは中興の帝業最も盛んなる明治年代にあり初めて行わせ賜う御大典と申し、且つは範を百代の下に垂るるものにしあれば有司百官能く故実典例を審らかにし、最も莊嚴なる日本の大典を創定して洪範を垂れられんことを願いまつるになん」(「社説 大喪司」1/15)と、今回の大喪儀が「範を百代の下に垂るるもの」

であるので「最も莊嚴なる日本的大典」を制定しなければならないと主張している。

ここで、言われている、「先聖の大典と国俗の古例」とか「最も莊嚴なる日本的大典」とかいわれているものは、次章で見えるように、中世以来伝統的に続いて来た仏教色を完全に払拭し、近代の国家神道の理念に基づく大喪をという主張であった。

この時期、日清戦後期は近代の国家神道が確立しつつある時期であり、その意味では英照皇太后の大喪は、この理念に基づく大喪をどのように構築していくかという試金石であったし、まただからこそ、その後の近代の大喪のモデルになったのである。

さて、大喪使の大喪に関する調査は二〇日の夜をもって終了し、二二日に裁可、二三日に発表された（1／22、1／24）。

主なものを紹介すると、大喪は京都で行う、式場（御斎場）は「御歴代皆此処にて式を行わせ給う」京都「泉涌寺の大門脇新善光寺前の地所」、御陵は泉涌寺に隣接する孝明天皇の御陵の左側三〇〇坪の所に造り、「後月輪西北陵」と称する等のことである（16）。

また、この為の予算も、帝室費の追加予算として約七〇万円が二三日の衆議院、二四日の貴族院で可決された（1／24）（17）。

これらの決定をもとに、今、その「御発棺ならびに大喪儀御順序」を一覧にすると次のようなものである（1／24、1／27）。

二月 二日 午前 八時より

御棺前祭

正午 一二時

青山御所御出門、青山停車場着御

汽車乗御

午後 二時

御発車

三日 午前 八時三〇分

京都停車場着御

午前 九時三〇分

同所御発、大宮御所着御

(四日間)

大宮御所御滞棺

七日 午後 六時

大宮御所御出門、月輪山御斎場着御

午後 十一時

御斎場式

八日 午前 四時

御陵へ移御

御埋葬

しかし、これを見てもわかるように、尚、これは儀式の極めて大まかな枠組みだけであり<sup>(18)</sup>、細部についてはその都度、一つ、一つ決めていかなければならなかったようである<sup>(19)</sup>。

他方、大喪使はこうした決定に基づき、具体的な作業をただちに開始した。一月二七日には式場の幄舎三棟が完成、二八日より斎場その他の建物の建築に着手、また新御陵の御須屋その他の建物も二九日より着手した<sup>(1/28)</sup>。この他、京都での大喪儀執行に伴う大勢の皇族・政府高官等の移動に伴う駅、列車、宿舍の整備、新設、確保であり、またその警備、さらに葬儀日当日の大宮御所から泉涌寺間の葬列の準備、沿道の装飾などであった。たとえば、

柩を乗せる御喪輦は四頭の牛に曳かせたが、「御道筋を牛車に千二百貫の鉄又は同量の石を積みて曳き試むることすでに数回」(2/7)という程であった。

## 二 英照皇太后大喪の歴史的位罫

以上に見たような形で行われた、英照皇太后の大喪が、どのような意味をもっていたのかを確定するために、天皇家の葬儀の歴史について簡単に概観しておこう。

天皇家の葬儀は、日本に仏教が流入してきて以来、遺体を火葬する風習が広まり、それが一般になっていったが、近世の初頭、後光明天皇の葬儀(一六五四・承応三年)の時代以来、火葬は行われなくなった。これ以降、歴代の天皇は泉涌寺の境内に龕前堂という建物を建てそこで御式を行い、またこれも臨時に建てられた山頭堂で茶毘の御作法を行う、「御表面火葬御内実御埋葬」という形の葬儀が執り行われてきた。しかしながら、この形式は火葬が埋葬になっただけで、墓(陵)は泉涌寺境内の月輪陵内に九重塔が建てられ、また死後の追号もなお院号が継続されていたし、位牌を安じ、経を読み引導式を行うなど、葬儀を執行したのは泉涌寺の僧侶たちであった。その意味で、火葬は行われなくなったといっても、基本的に仏式の葬儀であった。

しかし、近世後期からこの仏式の葬儀にまた変化がもたらされていく。即ち、光格天皇の死去(一八一六・文化十三年)から死後の諡号(追号)が約九百年ぶりに院号より漢風諡号になり、天皇号が復活再興したことである。さらに、幕末の孝明天皇(一八六七・慶応三年)の葬儀ではこれまで行われてきた、泉涌寺の山頭堂での茶毘の御

作法が廃止され、また墓も後月輪陵内の九重塔ではなく、独立の山陵（後月輪東山陵）が復活した事である。

しかし、この孝明天皇の場合でも、たしかに山頭堂での茶毘の御作法は廃止されたが、葬儀そのものは、これまで通り泉涌寺の龕前堂で行われたし、その式を執行したのも泉涌寺の僧侶たちであり、基本的には仏式であったといえよう<sup>(20)</sup>。

こうして見ると、英照皇太后の大喪は、たしかに空間的にはこれまで通り、泉涌寺の境内（新善光寺前の地所であつて龕前堂が建てられた所）で行われたが、内容的には龕前堂は設けられず、これに替わつて白木造り檜皮葺の御斎場が設けられ、また葬儀に僧侶が関わることは一切なく、喪主となつた華族たちによつて祭詞や誄<sup>る</sup>が奏せられるなど神式で執り行われた。また、陵墓も孝明天皇の後月輪東山陵の側に後月輪東北陵<sup>(21)</sup>としてつくられた。

即ち、英照皇太后の葬儀は、空間的には泉涌寺境内での葬儀の執行という点で、これまで基本的に仏式で行われてきたという痕跡をかすかに残しつつも、内容的には中世以来一般化した仏教式の葬儀から神道式の葬儀に移行した最初の葬儀であつたといえよう<sup>(22)</sup>。その意味で英照皇太后の大喪は近代のその後の葬儀のモデルとなつたのである。

英照皇太后の大喪の次に行われたのは、一九一二年の明治天皇の大喪であるが、その葬儀は永らく関係をもつていた泉涌寺から離れ、東京の青山に設けられた葬場殿で行われ、また陵墓も泉涌寺から離れた場所（桃山陵）に造られことによって、大喪は名実ともに近代の神道式葬儀になつていったのである。

### 三 葬列と大喪儀―国民の動員と統合（1）

#### 1 青山御所から停車場

さて、これからは本稿のもう一つの課題である、大喪の持つ国民統合機能について見ていこう。いうまでもなく、近代における王や王妃等の大喪は国民を王家やそれが支配する国家に眼を向けさせる絶好の機会、国民を統合する絶好の機会であつた。国民は悲しみや哀悼の意を表明することによって、王や国家と一体感を感じ、「国民」（臣民）となつていくのである。それだけに、国家は大喪にできるだけ多くの国民を参加させること、動員することに腐心する。以下、一八九七年の英照皇太后の大喪に、国民がいかに動員され、統合されていったのか、新聞記事を中心に、いくつかの場面ごとに見ていこう。

まず、葬儀の進行に直接関わる、葬列と大喪儀について、それらがどのように進行していったのかを含めて、国民の動員の様を見ていこう。

大喪儀は皇太后の寢所であつた青山御所をその柩が発発するところからはじまるが、青山御所より発柩の二月二日は、「大八洲の草も木もしめり果ててぞ見えにき。此の日御予定の如く御発柩あらせ給うとて、親王、王妃、大臣をはじめ官爵位勲ある人々は更なり、外国使臣の面々朝まだきより喪章付けたる大礼服にて青山御所へ参らる」（2／3）とあり、その青山御所で久我斎主をはじめとする参集の人々によつて御棺前祭が執り行われた。そして、いよいよ正午十二時に柩を喪輦に移し、これまでのしきたりに従つて京都の八瀬より参上した輿丁七〇人にかつがれ、近衛師団・第一師団の砲兵隊による分時弔札砲が鳴りわたる中、騎馬警部を先頭に、近衛儀仗兵一中隊のあと

に大真紳・白錦旗・梓・雅楽を奏する伶人、皇族・華族・大臣・外国大使ら二〇〇〇余人の行列で青山仮停車場へ向かった。

当初、喪車は新橋駅より出立の筈だったが、ここでは到底、大人数の奉送者および儀仗兵らの整列ができないため、急遽、青山練兵場西側の軍用鉄道停車場が発車ステーションとなり、そこに霊柩安置場と供奉員参列のための仮家屋などが急いで建設された。

青山御所より停車場までの両側は、近衛・第一両師団の奉送兵が捧銃の礼を行い、さらに髪飾りなしの華族女学校の生徒をはじめ、大学・師範・中学・各区公立私立小学校の職員・生徒代表、東京の府会・市会議員、その他各種の団体が一定の場所にそれぞれの標札を掲げて整列した。それらの人々が屏風の如く居並ぶ背後に一般市民が群集した。その有様は、「降り続く雨は歇みしかども、道の泥濘は脛を没せんばかりなるに、大典を拝し奉らんとて青山の御道筋に群がり集まれる臣民は、瞬く間に山を為せり。青山御所より停車場までの間は参列者の外、午前十時頃より通行を止められしが、群衆は両側に整列せる兵士の背後に幾重ともなく人の垣を築けり。…中略…」さしも群集せる人民も皆肩に帽に喪章を付して敬悼の意を表せざるはなく、能く静粛を守りて涙ながらに拝観しき」(2/3) というものであった。青山御所出立の時より東京発車までの間、青山仮停車場の左側に砲列を敷いていた砲兵隊は、おどろおどろと鳴り響く分時弔礼砲を放ち、喪車に移された柩に最敬礼をもって見送る時には、軍楽隊が「哀の極み」という今回の葬儀のために有栖川宮が作譜したという曲を奏でた。

## 2 東京より京都の大宮御所へ

午後二時東京発車、柩を中心におよそ二五〇人ほどの供奉者を乗せた喪車は、新宿・渋谷・目黒・品川・横浜を通過し、沼津では病氣療養中のために葬儀に出席できず、沼津御用邸に滞在中の十八歳になる皇太子、つまり後の大正天皇の代拝が黒川東宮式部長官によって行われたため二〇分間停車、そのあと静岡・名古屋・豊橋・岐阜を経て、翌三日午前八時三〇分京都に到着した。

その間、各駅にはその地に駐屯する軍隊の増列はむろんのこと、知事をはじめ各高官・県議会議長・市長・名誉職員・有志者・学校生徒らが出迎え、鉄道沿線には警官を配置した上で一般市民・各地の生徒が居並んだ。

ここで一、二その例を記事から引けば、大森駅では二月の寒さの中、「同地の小学校生徒にして其数凡そ百二十三名、殊勝にも下駄を穿ちたる者は之を去り素足にて寒雨の湿りたる石の上に数時間整列し、少しも容儀を乱さず御待ち受け申し奉るこそ健気にも殊勝なれ」(2/3)と書かれ、横浜では、「市中にては各銀行諸会社は言うも愚か、湊町なる青物市場・魚市場・其の他飲食店・寄席・理髪店・洗湯に至るまで概ね皆業を休みつ、只々畏こみて声さえ高く得立てず。県庁・警察部・裁判所等また執務を廃して奉送の準備おさおさ怠りなし。午後一時頃より鉄道沿線に群がり集える老若男女雲霞の如く、停車場構内には県官一同、県会・市会・区会議員及び公私各団体、諸学校員孰れも静粛に控えたり。斯くて午後三時十七分と言うに御着輦ありければ、愁然として皆一斉に敬申の礼を表し奉りつ。五分停車の後、西空に棚引く一抹の黒烟を名残りとして、遠き彼方へと進ませ給いてけり」(2/3)とつぶさに報告されている。なおこの時、港に碇泊していた軍艦はいずれも弔礼砲を発し、横須賀の陸海軍将校は横浜駅で奉送迎の列に加わっている。

喪車が夜に入ってから通過する地方では、鉄道沿線に沿って居並ぶ人々は、手に持っている提灯の火も消し、闇の中で奉送迎した。

到着直前の京都では、京都駅より大宮御所までの道筋は、ことごとく前日より店を閉じ、二階部分と店先の板などすべて黒幕でおおい、家毎に白張提灯をつるし、道路の幅二間ほどに前後零時頃より白砂を敷きつめた。そんな中を近郷近在より先を争って集まった人々は、夜をこめて寒中を立ちつくし、柩を迎え待った。

京都駅で喪車よりおろされた柩は、輦に移され、午前九時十五分より行列は錦旗・柁・柁などと歩を進め、青山御所からの出立時と同じく、伶人による奏楽、軍楽隊による「哀の極み」の演奏、分時弔礼砲の鳴りわたる中、「道の両側に未明より堵列せる幾千幾万と数限りなき青人草、感愴痛悼かんそうつうとうの至りに堪えず、忍び音に泣き鼻打ちすり一斉に頭を垂れて復一人の能く仰ぎ見るものなし。愁然として痛み惆帳ちようちやうとして悲しみ、手を合わして伏し拝む男子あれば、数珠爪繰りて涙拭いあえぬ老嫗おうなあり」(2/5)という道筋を通りぬけ、十二時五〇分に大宮御所に入った。

これより四日間、大喪儀執行の日まで、柩はここに安置され、皇族方をはじめ華族、女官が昼夜代わるがわる伺候して、一日に三度神饌を供えた。この間、御所の門前には弔意を示すために、遠く近くからおとずれる市民が引きもきらなかつたという。

### 3 大喪儀

二月七日、いよいよ大喪儀の日である。新聞に掲げられた「奉哭の辞」には「掛巻くも畏き 英照皇太后陛下の

御霊柩は、今日の夕暮になん、親王諸王百官議員達かしこみいそしみて、後月輪東北の陵に葬り奉る…中略…陛下坤儀はなほ高く、陰徳最も深く、内助を多艱の日に尽し、女工を無事の時に奨め給いし御功德のほどは、称えまつらんに拙き筆も及ばず、天が下の臣民は、深く至仁の化を銘し、長く忠誠の心を養うこそ、御報恩の端なるべけれ」(2/7)と、皇太后の大いなる功德を称えると共に、それに報いるためには、とこしえに忠誠なる心を育てることこそ肝要なりと論している。

さて、この日の京都市内の状況を記事から再現してみよう。以下はいずれも大喪儀取材のために、特別に派遣された佐藤真一と署名のある記者の報告で、当日より二、三日遅れて、二月九日の第一報から十三日の第七報までと、それに続く「御大葬後記」として紙上に掲載されたものからの引用である。

まず朝の様子は、「未明より大喪使のしるし付けたる腕車は、相継いで泉山にと向う。…中略…御道筋に当たれる家々にては軒毎の様に『満員に付拝観申込謝絶』という紙札を掲ぐ。…中略…階上階下黒幕打めぐらしたること御着柩の際の如し、但し御着柩のみぎりは白張提灯を軒に吊しけるがこたびは悉く高張と為したり。素灯<sup>そとうせいかん</sup>青竿、黒布付けたる国旗と交互していとど憐れなり。…中略…御道筋に近き便所<sup>よしず</sup>は葦簣<sup>よしず</sup>をもて覆い黒幕を張れり。…中略…堺町御門内に陸軍写真班の撮影台を設く。…中略…夜明くるより已に早く御所前より御道筋に集うもの織るが如くなる」(2/9、II)という状態だった。

次に、すっかり暗くなった午後六時、神戸に碇泊中の艦隊八艦は、皇太后旗を掲げ、一艦ごとに二二発づつの分時弔砲礼を発した。「日は全く暮れ果てつ。さしにも集いたる群民も鳴りを静めて御発柩今やと待てば、禁苑寂として人なきに似たり。此時已に雪は霽<sup>は</sup>れて星疎らに現われたり。弔砲一発闇を劈<sup>つぎ</sup>いて高台寺山に轟<sup>げん</sup>けば撃柝<sup>げきたつ</sup>四声、

鹵簿<sup>ろぼ</sup>肅々として進行を始め、楽隊<sup>りやうたい</sup>嚟<sup>き</sup>として楽を奏す、時正に午後第六時也」(2/10)、こうして柩は大宮御所の門を出た。宮中の葬儀関係の儀式は、これまですべて夕方から夜にかけて行われる習慣だった。それ故、今回もこの例に従ったわけである。

行列の前部は近衛の騎兵連隊・軍楽隊・歩兵聯隊・儀仗兵・その他たくさんの陸海軍の兵が整然と靴音も低く先導した。

この日京都では巡查一千人、兵隊一万人を警備にあて、泉涌寺までの両側に並べ立てた。これは民衆への警戒と同時に、日清戦争に勝利した軍隊を人々にアピールするものでもあったが、あまり軍隊と接したことのない京都市民にとって、「京都には軍隊の入るは稀なれば、都人皆之に慣れず、海軍兵は鴨川仁王門通りの各寺院を以て其本部及び営舎に充て、三条通り以北、川端通り以東、疎水運河以南を歩哨線とし、出口々々に歩哨を置きつるに誰<sup>すい</sup>かに逢<sup>あ</sup>うて『えらいこっちゃ』と喫驚<sup>きつ</sup>せるもの巡查にも多し」(2/6)というありさまだった<sup>(23)</sup>。

次に牛の曳く柩をのせた柩車前後の長い列は、烏帽子に鈍色の素袍を着け草鞋をはいた皇族・華族・宮中に仕える人々で、その両側は松明を持つ人々が並んで進んだ。列の最後はふたたび軍隊で固められ、行列の長さはおよそ三キロにも及んだ。

その辺りの様子を再び佐藤記者の手になる記事で追ってみると、「松明、路を照らして御車渡御なし玉う。…中略…進み来たる牛の歩みいともいとも徐<sup>し</sup>かにて只々夢の様になん。げにも泣車とは申し侍りき、御車の輾<sup>き</sup>る其声音泣くが如く、悲しむが如く、高からぬ音の断え断えに籠<sup>わだち</sup>れる声の沈み勝ちなる、輾<sup>わだち</sup>の音にもあらず軸の響きとも覚え、奇しくも畏きいとも憐<sup>れ</sup>げなる其声の何とか形容なし侍らん、一種名状す可らず、誠に慟哭<sup>どうこく</sup>しつらん様なる

に、胸つぶれ腸絞られて是や黄泉<sup>よみ</sup>の途ならまし、直ちに幽冥の境に引入れらるる心地せられては、ふり落る涙とどめあえず。全都戸を閉ざして微光<sup>とこやみ</sup>だも漏らさず、黒幕張りめぐらして左なきだに常暗<sup>とこやみ</sup>の様なるに、日已に暮れて後此の還りまさぬ行啓あり」(2/10、II)。

「御列の長さ前後の儀仗兵を合して実に二十五町余に及ぶとなん、以て盛儀の程をおもいやるべし。…中略…是れ儀仗兵あるをもて斯くは延長に及ぶのみ、之を除きたらんには唯御車の独り神々しきのみ、左迄の長さには非ざるべし。御質素の御有様うたた敬悼の情を増す所以にして、帝室の神聖、典礼の莊重なるは却りて之に由りて普く<sup>あまね</sup>こそ知るらめ。…中略…五条の橋の辺りは最も拝観者多くして混雑せり、押しに押されて高瀬川に落ちたるものも少なからざりきとかや」(2/10、II)。

かくして柩は大宮御所出発より約四時間半後の午後十時二〇分、ようやく泉涌寺内の斎場に安置された。いよいよ斎場式が始まるわけである。この時、分時弔礼砲も打ち終り「夜は漸くに更けそめて天地静寂神韻御山に満」(2/11) ちあふれた。

三棟からなる檜皮葺きの斎場は、一六〇灯の白熱灯に照らされ、真昼のような明るさの中、有栖川宮大喪使長官以下、各皇族・華族総代・両院議員・陸海軍武官・その他の高官ら総員四〇〇〇人が次々と席についた。

最後に入場したのは、唯一外国からの使者としての朝鮮大使、皇太子の名代・黒川東宮式部長官、天皇・皇后の名代役の小松宮・同妃殿下で、最前列の上座に着席した。

この時すでに夜は更け、十一時十五分、静かに奏楽が響き、神饌幣物が供えられ、朝鮮大使献上の銀製の花瓶と造花一対が捧げられた。このあと光格・仁孝・孝明の三代に仕えた、八四歳にもなる久我建通斎主が祭祠を、鷹司

熙通斎官が誄を宣べてから、全参列者が次々と席順に従って拝礼し、玉串を捧げて退出した。その後、神饌幣物が取り下げられ、斎場での式がすべて完了したのは、八日午前二時だった。

明け方四時、輦のまま柩は明けやらぬ闇の中を後月輪東北陵へ移され、陵所の儀が営まれた。いわゆる埋棺の儀式である。ここで柩を須屋に移し、大喪使長官有栖川宮が埋葬の辞を述べ、柩を宝壙におろし、大真榊以下神饌を供え、埋棺式が終わったのは午前十一時となっていた。

これですべての大喪儀は終わったことになる。式の終了後、斎場はそのまま残され、十日より三日間、庶民の参拝が許されることになる。「臣民朝まだきより泉山さして集い詣ず、其数幾万と申す限りもなし」(2/13、II)という状況が生まれた。

## 四 全国的狀況——国民の動員と統合(2)

### 1 全国的狀況

以上、大喪儀における国民動員、統合の状況を、そのいわばハイライトである二月二日から八日に行われた、葬列や大喪儀を中心に見てきたが、もう少し時間と対象をひろげて全国の状況を見ておこう。

まず英照皇太后の死去直後、「慟天哭地どうてんくちの凶報に接し」(1/13)た各府県知事をはじめとする全国の政界・官界・財界その他各界の主だった人々は、あけて弔詞の電報を内務大臣宛に送付すると共に、ただちに東京に馳せ参じる者も多く、内務省の事務方は「公私各団体各個人の府庁へ天機伺いを差出す者織るが如く、内務部第一課は為

めに頗る繁雜多忙を極」(1/21) める状況であつたが、この弔意の表明は一般の庶民にもその機会が与えられた。「主<sup>かみ</sup>には民の心を知ろしめしてや、有司に命ぜられ内務省の表玄関に名簿を設けさせられ、無位無官の臣民が拝弔申上げんとて推参せし者の名を記さしめ玉い、且つ二人の仕人をして接待係と為らしめ玉う。去れば如何なる賤<sup>しず</sup>の男賤の女なりとも御弔詞を奉らんとする者、宮城の坂下御門に参候すれば其誠を表し奉るを得べし。誠に例なき大御恵とこそ申し奉るべけれ」(1/14) とあるのがそれである。現代の記帳所の嚆矢ともいふべきものである。

一方、巷の各銀行・会社・取引所・市場などは、この訃報を聞くや弔意を表わしてただちに休業し、新年の諸宴会の予定などもすべて見合わせた。

もちろん二月二日の発柩、七日・八日の大喪儀当日は「各官庁事務休停すべき旨内閣総理大臣より告示」(1/30) され、それらの日は全国の官庁ばかりか、そば屋・理髪店といった庶民の生活に密接する店まで一斉に仕事を休んだ。とくに火を多く使う銭湯・宿屋・料理店・焼芋屋などは、火に注意するように呼びかけられ、大衆のくつろぎの場でもあつた銭湯は、ふだんの日も(歌舞音曲の)“御停止に付高声を禁<sup>いさ</sup>す”という張り紙を出した。

教育界に目を移せば、一月十三日に文部省は「大喪仰出されたる為、全国各学校孰<sup>いず</sup>れも五日間休校して哀悼の意を表し奉るべき旨訓令」(1/14) し、さらに十七日は「國中喪学校の心得」として、文部大臣は各地方庁へ、

「一、謹慎静肅を専らとし深く敬悼の意を表せしむべし

一、制服又は筒袖を用うるものに在つては黒色の布片を左腕に纏<sup>まと</sup>わしめ、其の他に在つては左肩に適宜之を添付せしむべし

一、制帽を定むるものに在つては黒色の布片を以て徽章を覆うて帽を巻かしめ、其の他にありては適宜帽を巻か

しむべし

一、女生徒は服装を成るべく質素にし目立つべき頭髪の粧飾を廃せしむべし」(1/17)

と、服装への規定や、はては女学生の頭の飾りが華美にならないよう「忌中髷に結替え」(1/20、II)すること  
も指示したりしている。

さらに二六日には「大葬と学校」と題して、

「一、御埋棺当日は公私立学校の授業を休業せしむべし

一、…中略…

一、御霊柩通過の沿道市町村所在の学校に在つては府県知事に於て適宜の方法に依り敬悼の意を表せしむべし」

(1/26)

と指示を出した。なお発棺当日の東京、着棺当日の京都の公私立学校は特別に休校することを訓示している。

右のような命令で全国の学校で授業が休止となったわけだが、その折り、生徒たちは家にあつて静かに謹慎することを教師に諭される一方、大喪儀当日は各学校に集められて、はるか京都にむかつて遙拜式を行ったところが多く、また歌舞音曲停止の十五日間は小学校の唱歌は遠慮するように申し渡されている。

さてまた“青人草”と呼ばれた一般庶民にとってはどうだったのだろうか。新聞の記事は主として東京・京都の有様を掲載することが多く、それらを通しての人々の対応を見るということとならざるをえないが、東京では崩御につづけて歌舞音曲停止の発令が出るや、一般には新聞という媒体も普及していなかった当時、まず各区役所は区域内の地主や差配人に連絡し、「国民として誠実なる敬意を表せしむる様注意せし」(1/15)めた。

また各警察署は巡查を八方に派遣し、とくに芸妓屋・待合・料理屋などに鳴物停止の主意を伝えさせ、速やかに営業を中止することを告げると、神楽坂・四谷・赤坂・日本橋・浅草・吉原・深川・品川・新橋など各地の遊郭はすっかりなりをひそめ、その他芝居・寄席・大相撲から玉投げ・吹矢・大弓などの遊び場まで休止となった。もちろん門松・注連しめなわの撤去、はては正月の遊びである凧上げ・追羽根まで十五日間差止めの通牒が出された。

## 2 庶民の暮らしと大喪

一月十五日は他人の家に仕えて働く奉公人にとつて、七月十六日のお盆の「藪入り」と共に年に二回、自由になれる日である。したがって商家に多い「小僧」さんや「女中」さんたちは、この十五日は浅草をはじめ盛り場に繰り出すのを楽しみにしていたのに、思いがけずそこら中が火が消えたようになったので、行き場を失った奉公人が、喪の明けるまで「藪入り」を延期してほしいと主人に懇願したりしている。

中でも食べるに困ったのは音曲を渡世とする遊芸人で、日頃、「貧民窟」のような木賃宿に寝泊まりしながら、市中をさまよいつつ僅かに口糊をしのいでいた「貧民」は、正月こそ鳥追い・万歳・猿曳き・角兵衛獅子などの仕事で稼ぎが得られるのに、それも適わず仕方なく三味線を質屋に入れて、俄かに紙屑拾いの職に移ったり、それさえできぬ目の不自由な瞽女こぜは口三味線で門辺に立ったり、角兵衛獅子は太鼓ぬきでひそかに徘徊して、物を貰うなど「哀れな姿」も見られたという。

また遊び人といわれた「やくざ・博打うち」を稼業とする人々も困りはて、吉原では親分が、「子分数十名を呼び集め、今回雲井の上に悲しむべき御事のありしについては、大喪中一同謹慎を守り喧嘩口論を為さざるよう、飲

酒をたしなめよ、若し錢金に不自由して困るものあれば人の物をねだらずとも、何時でも己が与えると言い渡したれば、一同畏まつて引き取りしとぞ」(1/15) とある。

その他講談・落語の前座・外座をつとめる諸芸人も十五日間給金が入らず困りぬいた様子が、次の記事で読みとれる。「浅草広小路大金亭、銀座一丁目金沢亭、下谷数寄屋町芸妓屋ふじ家、王子村鳶頭、春風亭柳枝等より金三十五円を恵与せり。また柳派にては前座及び外座の者へ十五日間給金の半額を恵む事になりたり」(1/24) と。

この時期の新聞には、右に述べたような、その日暮らしの渡世を余儀なくされている人々の姿や、庶民の出入りする各地の盛り場や、ひっそりとした遊郭での遊女や芸妓のありさまを「御停止いぶん臺聞」「御大喪彙報」と常設欄を設けて詳しく報道している。

以上、英照皇太后の大喪に国民が動員され、様々な形で関わらせられてきた様を見てきた。死者への哀悼は、悲しみのうちに人々をしぼしばしば日常から切り離すものでもあるが、連日のマスコミの論陣は、上からの押しつけながら人々を或る心情、ルツボの中に押し込めていく役割を果たした。

一月十六日の「大喪古事談」という記事の中にも、「大喪の事は上古より成るべく諸国の民をして御葬儀に与からしめたり、是れ天子は国を以て家と為させ給うなれば、其家の子たる民草をして勉めて御大典に与からしむる世に難有き 聖旨に基きたらん歟」(1/16) とある。

大喪への国民の参加は、近代から始まったものではなく、遠く上古よりのしきたりだと述べているが、明治以前の葬儀はいうに及ばず、即位・大嘗祭等の即位儀礼でさえ、せいぜい京都を中心とする畿内の範囲でのみ行われ、大嘗祭の米を献上する悠紀・主基の国も近隣の近江・丹波の国に固定され、しかも斎田はその中でも、禁裏御料・

仙洞御料・公家領・幕府領に限定されていた。「諸国の民」の動員・参加はけっして古来からのしきたりではなかったのである。

近代国家の大喪として、今回、初めて日本国全体というスケールに拡がったこの度の葬儀は、その意味で「将来の模範」となったのであり、また日清戦争ではじめて勝利を得、いよいよ近代国家への仲間入りの第一歩を果たした日本国の国威発揚の場にもなったのである。

## 五 恩典と恩赦―国民動員と統合（3）

### 1 慈愛と婦徳

しかし、大喪を通じた国民統合は、こうした動員による統合ばかりではなく、また別の形でも行われた。それが大喪に伴う、恩赦や恩典と言われるものであった。

恩赦や恩典は、日常ではあり得べからずの特別な行為であり、それ故にそれらをもたらした王（天皇）や国家の畏れ多さ、特別視を一般に植え付け、また王（天皇）や国家の国民に対する特別な慈悲や恩愛を印象づけるものである。

したがってまた、恩赦や恩典の実施にあたっては、それをもたらしたものの功績や功德が称揚、宣伝されなければならなかった。

今回の英照皇太后の大喪の場合も、死去を報じた翌日の新聞から「皇太后陛下の御美徳」「皇太后宮御事歴」「皇

太后陛下の御遺徳」「御逸事」と題して、連日にわたり相当のスペースがとられ、とくに最後の「御逸事」に関しては十二回も連載している。

これによって皇太后の出自をあきらかにするばかりでなく、「平素御謙譲を守らせ給い、奉仕の人々へも常に質素を旨とせよとの御沙汰を賜わり」(1/14)とか、「殊に御慈悲深く民草を恵み御近侍のものを憐ませ給い」(1/14)、あるいは、「御幼少の御時より無益の殺生を甚しく忌み給う」(1/17、Ⅱ)等、皇太后がことごとくに憐れみ深く慈しみ深い方であったことを強調する一方で、「四谷新宿の御料地内に桑園を設けさせられて、御手づから桑の葉を摘ませられて蚕子を御飼育あり」(1/16)、「親ら織らせ給いし織地を 天皇陛下に奉らせ給い」(1/24、Ⅱ)、「養蚕の道を盛んにするは我が国風のみならず富強の基、実にここにあれば婦人たるもの最も力を此に至さざるべからず、との深き大御心」(1/26、Ⅱ)等々、家にあつて夫に仕えるだけではなく、殖産＝富国の面においても婦女子のなすべき道を人々に教え導いている<sup>(24)</sup>。

男性の天皇の場合には、政治的な功績が前面にだされるのであるが、女性の皇太后の場合には、「帝母」として慈愛の情、また婦人(女性)の徳というものが前面に押し出されているのが特徴であり、そうした観念を人々に注入する役割を果たしている。

## 2 恩典・恩赦

さて、英照皇太后の大喪にあたり、実際に行われた恩典・恩赦を見ていこう。

この件については、早くも一月十四日の記事に「大赦及び特赦の事」、「恩典の御沙汰」の見出しで取り沙汰され

ていたが、実際に十三日より十五日間と、発棺・埋葬の当日は死刑執行の停止、また全国囚徒の就業を五日間休ませることなどの恩典が決定された。また、恩赦については「減刑令」と「大赦令」が一月十九日付けの勅令で定められ、一月三〇日に官報号外で発表された。

「減刑令」は「朕茲に大喪にあたり恵沢を施さむが為特に命じて左の条項に依り減刑を行はしむ」（1／31号外）というもので、当時全国で刑に服していたおよそ七万人の囚徒のうち、この令により死刑より終身刑に変わった者、放免されることになった者等は一万三千人にもなった。

囚徒放免の様子は、「警視庁監獄署に於ては、昨三十一日午前八時より総囚徒を呼出し、典獄山下房親氏減刑の御主意を演述し、田中神道教誠師は畏き御仁慈の程を懇諭し、出獄後善く人道を尽す可しと厚く教誡を加えたるに、何れも静肅感動に堪えざるものの如くなりし」（2／1号外）といったもので、同じように御仁慈の廣大無辺なることに感じ入って涙する、各地での「減刑令」実施の様子が新聞報道で様々に伝えられている。

もう一つだけ紹介すると、「女囚喜んで氣絶す」という見出しで次のような記事も見られた。「神田区三河町…中略…お勝と云えるは、女には似氣にげもなきしたたかの痴徒しどもにて綽号あだなを泥勝と呼ばれし程の悪人なれば、去る廿七年三月廿五日其筋の手に捕えられ、窃盜犯にて重禁錮三年に処せられ市ヶ谷監獄署に入れられしが…中略…牢獄の裡に最期を遂げ再び日の目を拝まぬ事必定なりと思ひ居たるに、申すさへ最畏いとこき 国母陛下崩御の為め減刑令発布の御沙汰あり、御慈悲お勝の身にも及びて放免となるに付き、神田署の刑事係囚徒受取りとして同監獄署へ赴き、直ちにお勝を呼出せし処、同人は余りの嬉しさに得堪えざりけん、其儘其処に悶絶せしかば…中略… 聖恩の有難き事如何ばかりとも申すに言葉なし」（2／2、II）。

次に「大赦令」は「朕茲に大喪にあたり恵沢を施し台湾新附の民をして治く<sup>あまね</sup>皇化に霑<sup>あまね</sup>わしめむが為勅令第七号に依り減刑を行わしむるの外仍左の条項に依り特に大赦を行わしむ」（1／31号外）というものであった<sup>(25)</sup>。

ここに見られるように、「大赦令」は日清戦争後に植民地となつた台湾のみに発せられた。台湾は一八九五年の下関条約により、日本に割譲されたが、実際に日本が支配するためには割譲に反対する台湾住民を武力によつて鎮圧しなければならなかつたし、鎮圧後も漢民族を中心とした抗日武装闘争は絶えず、政府・台湾総督府はこの制圧に大きな力を割かねばならなかつた。これら抗日武装闘争に対しては刑法の内乱罪や兇徒聚衆罪が適用されていた<sup>(26)</sup>。この時の、大赦の「恩恵」を受けた者は二百余名、減刑のそれは千七百余名にのぼつた<sup>(27)</sup>。

新聞には「大赦令発布理由」として次のように述べられていた。

「現今台湾の監獄に繋留さるるの囚徒たる、同島我が版図に帰するの当初正邪順逆を誤りたる者、又は蒙昧野蛮にして、皇化の何ものたるをわきまえず、或いは他邦人の教唆に乗りて軍隊に抗し政令に背戾<sup>けいへき</sup>して刑辟<sup>けいへき</sup>に処せられたる者なれば、畏きあたりにおかせられても特に愍然<sup>びんぜん</sup>に思し召され<sup>さ</sup>れ<sup>せ</sup>る者こそ特別の御詮議をもつて大赦令を同島に布かるる事となりしものなれと承る。 皇恩玉山より高し台民まさに皇恩の優渥なるに感泣すべし」（1／22、II）。

台湾（戦前の日本）での最高峰である玉山（新高山）の高さをひいて、「皇恩」の大きさ、有り難さを説いて、日本への帰属を促している。

### 3 恩賜金

さらに「減刑令」「大赦令」が施行された翌一月一日には、「天皇 皇后両陛下には、英照皇太后崩御あらせられし以来、日夜御哀悼に沈ませられ御不例中なるにも、推して京都へ行幸啓あらせ給わんと仰せなりしも、侍医の方々より強いて御見合せの儀申し上げしにぞ、遂に行幸啓は御見合せとはなりしも 両陛下には御追孝の余り内廷より四十万円を全国府県へ下賜せらるることに」(2/1号外)、と、四〇万円の内帑金が出されることになり、宮内大臣はこれを各府県の賑恤救済の事業費に充てるべき旨の訓令を發した。

これを受けて東京では、この恩賜金の使い道として、「今回の恩賜金を空しく消費する様の事ありては誠に恐れ多き次第なれば、之を養育院其の他の慈善的の費用に充つべきか又御停止中生活に困難せし貧民救助費等に充つべきか、是等の分配を定むる為、東京府庁にては近日、郡区長會議を召集する由」(2/4、II)と、養育院や育兒院に入らざるをえない底辺の人々や歌舞音曲停止のため、その日暮らしの職を奪われた貧しい人々の救済を考えている。

このように罪を負っていた人々は大赦や減刑に、貧しき人々には恩賜金という「広大な大御心」は、皇室の慈愛なるものを民衆の心に深く印象づけるものとなった。

## 六 不謹慎の例——国民の動員と統合(4)

以上、英照皇太后大喪における、国民動員、国民統合の様を、いくつかの角度から見てきた。これまで、どちら

かという政府の指し出す様々な大喪の仕掛けに国民が積極的に応じている側面を強調してきたが、もちろん、日清戦争を経たとはいえ、なおまだ近代国民国家の成立から日の浅いこの時期、政府の大喪時の国民動員、国民統合はすんなりいったわけではない。国民の意識と政府の意図の間には大きなズレ、軋みがあったということも忘れてはならない。今、そのズレや軋みがどのようなものであったのか、またそのズレや軋みが上からどのように糊塗されていったのか、新聞記事から拾って見てみよう。

まず、最も早い時期のものは、鉄道施設に関するこじれから、鋤鍬をかついだ二〇〇余人の村人が出勤しかかった埼玉県の「狭山一揆」に、村長が急ぎ駆けつけ「皇太后陛下崩御遊ばされ臣民一同謹慎をすべき時なるに、暴拳がましき事を企て騒立つるは不敬の罪免れ難きごとと大喝制止」（1／16）した結果、村人も畏み恐れて鎮まったというものである。

また、同十六日付には、「本所区小泉町の紳士田中某は、一昨日の雪を幸いに猟銃を肩にし、猟犬をつれて押上より亀井戸近傍へ小禽狩りに行くと、思いの外獲物ありしに鼻を怒らし、意気揚々として火葬場前まで来ると、茲に二人の村童ありて『ヤアおじさんは殺生するね、おいら己等おいら学校の先生が当分殺生をするなどといったから仕ない積もりだ』と当てつけたので、さしもの紳士もホイ失敗くじけた」（1／16）と、ほうほうの態で帰宅したという記事がある。

さらに、賛美歌を軍歌のように唄い、アコーディオンに調子を合わせて町中をねり歩きつつ辻演説をする救世軍の布教者が「大喪中をも憚らず演説を始めたれば、同人を小石川警察署へ引致し」（1／24、Ⅱ）と、この時二八歳だった若き山室軍平と、もう一人が拘留された記事もある。

この他、同日の新聞には、遊郭の出来事として、「大喪中と思いつてにや四方の山々も未だ笑わぬのみか途行く人さへ慎めば、下駄の音もかんなからとは聞こえず万ず打ち湿りたる其の中に、日本橋区よし町唄女春の屋のメ寿ばかりは、左程にも思わぬと見え、一兩日前浪花町の料理屋福井から口の懸かつたを幸い、三枚襲の衣装美々しく目映きまでに紅粉を施して、是見よがしに褙を取り同家を指して出掛ける途中、巡査が見認めて暫しと呼止め、国民喪に籠る折柄穏やかならぬ其の扮装屹度曲事たるべしとお叱りを受け」(1/24)、女は逃げるが如く取って返したという記事のをせている。

こうしたズレ、軋みを最も赤裸々に浮き上がらせたのは、「学校職員不敬事件」との見出しで報ぜられた次の記事である。「石川県工業学校長…中略…以下職員等は一月十一日の夜に於て、皇太后陛下崩御の電報に接しながら、十二日午後六時より一同打連れて金沢公園内土田亭において新年宴会を開きたり。…中略…教育の職にあるもの普天率土哀悼の極みに沈める時において、此狂態を演ず果たして何の心ぞや」(2/24、Ⅱ)と、まさに皇太后が死去し、国中喪と歌舞音曲の停止が始まった日の夜に宴会を開いていることを厳しく批判している。因みにこの校長は懲戒免職になっている。

以上、国民の意識と政府の意図とのズレ、軋みに関わる記事を紹介してきた。新聞がこのような記事を書けること自体、国民を政府の意図の方向に誘導する大きな役割を果たしているのだが、最後に紹介した「学校職員不敬事件」などは、「教育の職にあるもの」でさえ実態はこうであり、この時期、英照皇太后の大喪が行われた一八九〇年代末段階においては、日清戦争によって国民の統合が大きく進んだ時期とはいえ、なお、そのズレや軋みの大きさは相当なものであったという事を暗示するものといえよう。

## おわりに

以上、本稿では、一八九七（明治三〇）年一月に死去した英照皇太后の大喪を分析する事により、①その大喪がその後の明治天皇（一九一二年）、昭憲皇太后（一九一四年）といった二つの大喪の実施のモデルになり、また皇室喪令（一九〇六年）や、皇室喪儀令（一九二六年）・皇室陵墓令（同年）といった皇室の葬儀関連法の条文にも大きな影響を与えた事、②またそれは内容的には中世以来続いた、皇室の葬儀を仏教的なものから近代の国家神道の理念に基づく葬儀へ大きく転換させるものであり、こうした意味において、後の近代の大喪のモデルとなったものであることを明らかにした。

また、この英照皇太后の大喪は、日本においた初めて多くの国民を動員した葬儀であり、その意味で国民の統合に大きな役割を果たしたということについて、①大喪の中心儀式である葬列や大喪儀について、②全国の歌舞音曲の停止や休業について、③恩典恩赦等について明らかにした。この点については、他に分析対象として弔旗の掲揚や喪章の着用なども重要なものであったのであるが、これらの点については紙数の関係から割愛せざるを得なかった。

もちろん、最後に分析したように、この段階では、大喪を国民統合の絶好の機会として位置づけ、様々な装置を提出・考案した政府の意図と国民の間には、大きなズレ・軋みが横たわっていた事も事実である。しかし、この一八九七年の英照皇太后の大喪は、その後、十数年後に連続して執行される、明治天皇と昭憲皇太后の大喪、そして三〇年後に執行される大正天皇の大喪と、近代を通じて繰り返される大喪を通じての国民統合の大きな出発点にな

## 註

った事は事実であろう。この点においても、英照皇太后の大喪は近代のその後の大喪のモデルとなったのである。

- (1) 英照皇太后とは言うまでもなく、<sup>あき</sup>夙子皇太后の追号（諡号）であつて、正式には死去後の一月三〇日に定められたものであるが、本稿では便宜上、生前及び追号治定前も英照皇太后と表記する。

因みに、皇太后の追号が贈られたのは、日本史上、英照皇太后が初めてであり、ついで明治天皇の皇后にも昭憲皇太后の追号が贈られた。しかし一九二六年の「皇統譜令」により皇統譜には最高の身分で登録するようになったので、皇太后の追号はこの二例で終わり、その後の皇太后は皇后の追号が贈られた。大正天皇の皇后には貞明皇后、昭和天皇の皇后には香淳皇后の追号が贈られた。なお、近代以前の歴代の皇后で皇后として追号のあるのは、神功、光明、檀林の三皇后だけであり、一般には門院、中宮、女御として皇統譜に記載された（中島三千男『天皇の代替わりと国民』、一七七頁、青木書店、一九九〇年）。夙子皇太后に追号を贈るべきかどうか、その是非の講究を任された細川潤次郎が「一の称号を定め、臣民の称呼に便ならしむること穩当なるべきか」と述べたように、近代における皇后（皇太后）の追号は、明らかに国民を意識してのものであった。（『明治天皇紀』第九卷、一九三頁～一九五頁、吉川弘文館、一九七三年）。

- (2) 本稿に於いて、「大喪」とは、英照皇太后の一年間にわたる葬儀関連儀式や服喪等全体を総称する場合に用い、狭義の大喪である二月七日から八日の儀式（一般に言う告別式と埋葬の儀式）に限って使用する場合は「大喪儀」と表記する。

- (3) さしあたり田中伸尚『大正天皇の大喪』（第三書館、一九八八年）、笹川紀勝『天皇の葬儀』（新教出版、同）、中島前掲書等を参照。

- (4) 管見の限りでは、明治天皇の大喪に関する笹川前掲書、並びに註（5）の拙稿論文があるぐらいである。

- (5) 本研究会は、本文で述べたように、これまでの代替わり儀式の研究が一九二〇年代後半のそれに集中し、一九一〇年代前半のその研究が手薄であることを埋めると言う、単に時期的な問題だけではなく、これまでの前者の研究が専ら、国内の国民の統合にとってどういう意味を持っていたのかという視点だけでなされており、国外、とりわけ台湾や朝鮮等の日本の植民地支配にとってどういう意味を持っていたのかという視点を欠落させていたのを埋めようと言う、二つの課題を掲げて発足したものである。

尚、これまでの本研究会の成果としては、次の二つの論文がある。中島三千男「明治天皇の大喪と帝国の形成」(岩波講座「天皇と王権を考える 五 王権と儀礼」, 岩波書店, 二〇〇二年七月)、同「明治天皇の大喪と台湾」(神奈川大学日本常民文化研究所論集「歴史と民俗」二二号, 平凡社, 二〇〇五年三月)。

(6) 但し、法規が未整備といっても、実は皇室の葬儀については、皇室制度調査局が起草した「喪儀令」というものがあり、明治天皇も閲覧、閣議でも了承されたが(一九二一年、まさに枢密院での審議に入る直前に、天皇が死去したため立法作業はストップした。その後、この「喪儀令」草案をもとに、詳細な神道式附式を付けた皇室喪儀令と皇室陵墓令が大正天皇の死去の直前(一九二六年)に発布されたのである。明治天皇と昭憲皇太后の大喪はこの「喪儀令」草案によって行われた(笹川前掲書、五二―五三頁)。

(7) 笹川前掲書。笹川はこの研究において、英照皇太后の大喪を全体的に明らかにし、この大喪が後の大喪のモデルとなったことを明らかにした。本稿の分析も基本的にはこの笹川が明らかにしたこと範囲を出るものではないが、葬儀次第の決定過程や大喪の国民統合的機能について、新聞史料を使ってやや詳しく論じたものである。

(8) 後藤四郎「英照皇太后」(『国史大辞典』第二卷、二三五頁、吉川弘文館、一九八〇年)。

(9) 本文で述べたように、本稿では、史料は基本的に『東京朝日新聞』の一九九七(明治三〇)年一月一日―二月二八日までの新聞記事及び号外記事によった。史料(記事)引用後の(1/10)は同紙の一月十日号より採ったものであることを示している。尚、同新聞はこの年一月より、一日に二回発行するようになった。配達は第一回は未明に、第二回はだいたい午前中になされた。しかし、これも七ヶ月後には元の一回発行に戻った。本稿の引用においては、この第一回からの引用については日付のみ、第二回からの引用の場合は日付の後にIIを付した。また、引用記事の旧漢字は新漢字に、旧かなは新かなに改め、また句読点を補う等の修正をおこなうとともに、煩雑を避けるために史料の引用にあたっては、「前略」、「後略」の明示はせず、「中略」部分のみ「……中略……」で表示した。

(10) 英照皇太后の大喪は、本稿で明らかにする如く、その後の大喪のモデルになったのだが、ただ一点だけ、モデルとならなかった点があった。それは、大喪の前段階とも言うべき、死去前の「平癒祈願」期を持たなかったことである。

笹川は前掲書において、「英照皇太后の時から容体が官報・新聞で公告・報道されるに至った」(七六頁)とし、「官報による英照皇太后の御

容休書の目的は：「（上下喜憂を共にする）ところにあつたというべきか」（七三頁）としているが、実際にはこの目的は達成される間もなく皇太后は死去したのである。

(11) 維新以降、天皇家の葬儀は英照皇太后の大喪が最初であつたが、皇族の国葬は二例あつた。一つは有栖川宮熾仁親王（一八九五年一月、もう

一つは北白川宮能久親王（同年十一月）の葬儀で、いづれも英照皇太后大喪の二年前に行われたものであつた。しかし皇族の葬儀と大喪は質的に大きな違いをもっていたのでそれらの二つの葬儀はモデルとはならなかったのである。例えば、遺体は皇族の場合豊島岡墓地に埋葬されたが、大喪の場合は独立した陵墓に埋葬される。こうした違いから費用も、例えば北白川宮能久の葬儀費用は二万五千円であつたが、後で述べるように英照皇太后の葬儀費用は七十万円と桁が違つていた。

また、この二つの葬儀を含めて、英照皇太后の葬儀前に、五つの国葬が行われていた。残りの三つは、岩倉具視（一八八三年）、島津久光（一八八七年）、毛利元徳（一八九六年）のものである。国葬については、一九二六（大正一五）年に国葬令が出されて法制化されるが、それまでは個別の勅令、太政大臣決定、内閣告示などにより執り行われていた（内閣官房『内閣制度百年史』、六五七頁、一九八五年）。

戦前に於いては、国家的葬儀は皇室喪儀令（一九二六年）、皇室陵墓令（同）に見られる皇室関係の葬儀と、国葬令の国葬儀の二本立てになつていた。そして、天皇及び太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、同妃、皇太孫、同妃及び摂政たる皇族は無条件で国葬とされていた（中島前掲書、一四三頁～一四七頁）。

(12) また、前掲『明治天皇紀』一八〇頁参照。なお、一月十二日に出された、歌舞音曲の停止を命じた閣令第二号には、御発棺日及び御埋棺両日も歌舞音曲の停止が指示されていた（一／一三）。

(13) この大喪使についてはそれを宮内省（宮中）におくか内閣（府中）におくかについて首相と宮相の間に意見の対立があつたが、枢密院での会議の結果、宮中に置く先例をつくつた（前掲『明治天皇紀』一八二頁～一八二頁）。

(14) 但し、斎主が定められたのは一月十七日であつた（同右、一八四頁）

(15) この「御沙汰書」は本文で紹介したように、英照皇太后の葬儀は将来の標準になるものであるから、莊重に執行すべしというものであるが、直接的には、日清戦後の国威発揚の風に乗じ、「其の儀を盛大にして、以つて皇威の発揚に力むべし」や「孝明天皇の山陵を以て小なりとして、

皇太后陵を拡張するの議」に対して、天皇が「物に度あり、徒らに誇張して皇考（孝明天皇＝筆者）に越ゆべからず」との考えを述べたものである（前掲『明治天皇紀』一八三頁）。

(16)

この段階で、初めてこれまで勅令や内閣告示等において、「御発棺当日」、「御埋棺当日」と表現されていたものが、「御発棺当日」とは二月二日、「御埋棺当日」とは「大宮御所出門より御埋葬に至るの当日」、即ち「二月七日及び八日の両日」と確定したのであった。（明治三十年大喪法令 英照皇太后、三Eの七の喪<sup>1</sup>、二月二七日、内閣総理大臣 伯爵松方正義、国立公文書館）。

(17)

また、前掲『明治天皇紀』一九一頁参照。予算の内訳は、山陵費、斎場費はもちろん、多額を要したのは儀仗に関する陸海軍費、軍隊・両院議員・その他高官らの旅費や日当、沿道の警備にあたる憲兵出張費等であった。

(18)

結果的に行われた英照皇太后大喪の儀式は以下の如くであった。

一月十三日

御船入の式

〈納棺〉

十九日

御霊移祭

青山御所 御霊を御霊殿に移す

二〇日

御十日祭

同右

三〇日

御二十日祭

同右

二月 二日

御棺前祭

青山御所御発棺にあたり、御棺前拝礼の儀式

六日

新御陵地鎮祭

七日

御大喪

御発棺前祭

午後一時

御出門

午後六時 大宮御所発棺 堺町→三条通り→寺町三条通り→五条大橋→泉涌寺

御輦移御

午後九時三〇分 霊柩を御輦に移す

斎場着御

午後十時 月輪山斎場

御斎場式

午後十一時→二月八日午前二時

八日 御埋棺式 午前四時～午前十時 御陵  
 九日 御埋棺翌日御靈殿祭 午前九時

御埋棺翌日御陵祭 午前九時

御靈殿三十日祭 午後一時

御陵所三十日祭 午後一時

十九日 御四十日祭

三月 一日 御五十日祭

四月二〇日 御百日祭

一月十一日（翌年）御一年祭

(19) 例えば、二月二日及び七日・八日両日の各官庁の事務の停止が決定されたのは、二月二九日のことであつたし、〈前掲『明治天皇紀』一九三頁〉。さらに七日の式の参列者・拝観者等の位置及び供奉者の心得等が決まったのは、なんと前々日の五日の大喪使会議であつた（2／6）。

(20) 以上の天皇家の葬儀の歴史については、「孝明天皇御葬送の旧記」（1／14、15Ⅱ）、「大喪古事談（栗田寛氏の談話）」（1／16）、「大喪御例」（1／26Ⅱ、27Ⅱ、29Ⅱ）及び笹川前掲書を参照した。

(21) 英照皇太后の陵墓の名称は当初、「後月輪西北陵（のちのつきのわいぬいのみささぎ）」と命名されたが（1／23）、後、二月九日「後月輪東北陵（のちのつきのわうしとらのみささぎ）」と治定された（〈前掲『明治天皇紀』二〇二頁〉。これは、当初、「孝明天皇の御陵より方位をとりて西北陵と称せられしも、後月輪御陵は光格天皇崩御の時にはじめて御陵と定められし次第なれば、光格天皇御陵より方位を取りて（定めたほうが良いと）東北陵と定められしという」（2／10Ⅱ）。

(22) 但し、大喪儀ではなく広い意味の皇室の葬儀という点では、一八六九（明治二）年に行われた孝明天皇の三年祭を機に、神道式の祭典が行われるようになった（笹川前掲書、五一頁）。

(23) この大喪儀における軍隊の関わりについては、笹川前掲書（九一頁～九五頁）において、前近代の「警固固関の儀」との比較を含めて、その

意義が詳しく論じられている。

(24) 若桑みどりは、「皇后（昭憲皇太后）筆者」の最初の行啓が富岡製糸場であったことは注目に値する。これは殖産興業に動員された女性たちを

いちはやく賞賛するためであり、「皇后の国家的役割の一つとして、女性の労働力の呼び起こしによる産業の促進があった」（『皇后の肖像』

二五六頁、筑摩書房、二〇〇二年）としているが、英照皇太后のこの婦徳の称揚もこの点に関わる。

(25) 減刑、大赦については、前掲『明治天皇紀』一八四頁～一八五頁も参照。

(26) 台湾には「台湾住民刑罰令」があり、その第三條に「左に記載したる所為ある者は死刑に処す。其の予備陰謀に止まる者又同じ」として、

「内乱を起したる者、二政府に抗敵する目的を以て官吏を殺害したる者、三軍隊軍艦艦隊軍用船舶官庁に対し党を結び抗敵したる者」の他

「五電信の器械柱木を毀壞し焼燬し又は条線を切断したる者」等、一三項目が規程されていた。（明治三十年一月十四日、「拓殖務省参事官中村

純九郎より法制局長官神輶知常宛文書」、『公文類纂』第二一編、卷一、皇室門、内廷。二Aの一の類七七一。国立公文書館）。

(27) 同右『公文類纂』。

## 執筆分担

「はじめに」、第一章～第二章、「おわりに」は中島、第三章～第六章は小園が主に分担した。

## 謝辞

本稿は「代替わり儀式と帝国の形成」研究会の成果の一部でもある。メンバーの野上宏、金山宏史、大宮みゆき、吉池俊子の各氏には厚く御礼申しあげる。